

「專利審査指南改訂案（意見募集稿）」に関する説明

一、改訂の背景

習近平総書記による知的財産権業務に関する重要な指示精神および党中央・国務院の方針決定を深く貫徹し、知的財産権の法治保障をより一層整備し、專利審査・権利付与業務に対するイノベーション主体からの合理的な要望に積極的に応え、專利審査の質と効率の継続的な向上を図るため、国家知識産権局は2025年1月に「專利審査指南」（以下「指南」）の改訂作業を開始しました。

今回の「指南」の改訂は、国家のニーズおよび利用者の満足を重視し、新たな分野・新たな業態に対応した專利審査基準の整備に焦点を当て、実務上早急に解決すべきで、かつ意見が成熟し、一致している内容について実施されました。

二、初步審査部分（第一部分第一章）

（一）第一部分第一章第4. 1. 2節「発明者」、第4. 1. 6節「專利代理機関・專利代理師」

1. 発明者

現在、願書では第一発明者の身分情報のみ記載することが求められていますが、今回の『指南』の改訂では、明確に「願書にはすべての発明者の身分情報を記載しなければならない」としました。

2. 專利代理機関・專利代理師

專利代理機関は、その提出する願書に記載された発明者および出願人の身分情報および連絡先の真実性と有効性について責任を負うことが明確にされました。

（二）第一部分第一章第6. 2. 1. 2節および6. 2. 2. 2節「優先権主張声明」

第一部分第一章第6. 2. 1. 2節、6. 2. 2. 2節「優先権主張声明」において、「分割出願の元の出願で優先権を主張しているものの、出願人が分割出願時に願書でその優先権を主張しなかった場合、その分割出願は優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない」ことを明確にしました。出願人は、第一部分第一章第6. 2. 6. 1節の規定に基づいて優先権の回復を請求することができます。

三、実体審査部分（第二部分第一章、第三～四章、第九～十章）

（一）第二部分第一章第4. 4節「植物品種の保護対象に関する内容」

革新主体の植物革新に関する知的財産権保護の強化に対する声に応え、專利権による保護と植物新品種権による保護との間で合理的かつ効果的な連携を図るため、今回の『指南』の改訂では、「植物」に対する定義を削除し、「植物品種」の定義を新たに追加しました。この「植物品種」の定義は、『中華人民共和国種子法』における植物品種の要件と一致してお

り、植物新品種権の保護を受けられない育種材料についても、専利権の付与対象となる可能性があります。

(二) 第二部分第三章第6節「同一の発明創造の処理に関する内容」

同一出願人が同日（出願日）に、同一の発明創造について実用新案と特許の両方を出願する（以下「同日出願」という）状況をさらに規範化するため、今回の改訂では、『指南』第二部分第三章第6節「同一の発明創造の処理」の第6.1節「判断原則」、第6.2.2節「一つの専利出願と一つの専利権に対する処理」の内容が整備されました。主な改訂点として、まず、出願人の声明に基づき、「同日出願」が同一の発明創造か否かを判断するとし、次に、「同日出願」の処理方法を明確にし、すでに取得している実用新案権を放棄しなければ特許権は付与されず、放棄しない限り特許出願は拒絶されるとしました。

今回の改訂内容は、専利法第九条第1款、専利法実施細則第四十七条における、特許と実用新案が併存する場合の処理規則との整合性を強調しており、同日出願の特許と実用新案が同時に権利付与されることによって生じる後の権利維持や権利行使等の問題を減少させ、審査資源の節約や出願人の負担軽減、さらには公衆の同日出願の審査結果に対する期待を高めるのにも役立ちます。

(三) 第二部分第四章第6節「進歩性に関する内容」

進歩性条項の法的意義と本質的要件をさらに明確にし、専利出願と審査の質を向上させるため、今回の改訂では、第二部分第四章第6節「進歩性の審査時に注意すべき問題」の第6.4節が整備されました。主な改訂点は、まず、請求項において、技術的問題の解決に貢献していない（技術的）特徴については、通常保護を求める発明に進歩性をもたしたり、進歩性のレベルを高めたりすることはないことを明確にし、その原則を説明するための例も追加されました。次に、表現の一部が実務に適した形で調整されました。

なお、今回の改訂は、出願書類の作成および進歩性審査において注意すべきポイントをより明確化・明示したものであり、進歩性の判断方法や考え方自体を変更するものではありません。進歩性とは、発明が有する技術的進歩の高さに対する法律上の要求であり、今回の改訂では、「進歩性を評価する際に、請求項で限定された技術案全体を総合的に考慮し、当業者の視点から、発明の本質を正確に把握し、権利付与された請求項が発明の従来技術への実際の貢献と一致するようにする」ことを強調しています。

(四) 第二部分第九章第6節「人工知能等に関する内容」

1. 本節が対象とする分野の明確化

現行の『指南』における本節のタイトルは「アルゴリズムの特徴またはビジネスルール及び方法の特徴を含む発明……」となっており、このタイトルは出願書類の記載特性に基づいて命名されたものでした。本節が規範対象とする分野を明確にするため、タイトルを「人工知能等に関連する発明……」に変更しました。

2. 専利法第五条に関する審査基準と例示の追加

(1) 人工知能・ビッグデータ等に関する出願の審査対象の明確化

専利法第五条の審査対象は「出願書類」です。今回の改訂では第五条に関する審査基準と具体例を追加しました。それに伴い、「必要に応じて明細書の内容に対しても審査を行うべきである」という記載が追加されました。

(2) 専利法第五条の審査規定の新設

出願書類に記載されたデータの収集、ラベル管理、規則設定、推奨決定などの内容が、法律、社会公德、公共利益に反する場合には、専利法第五条第一款の規定に基づき、その出願には専利権が付与されません。

(3) 法律違反・社会公德違反に該当する審査例の追加

「ビッグデータに基づく商業施設内のマットレス販売支援システム」という例が追加されました。この例では、データの収集・処理等の過程が関連法律の規定を遵守している必要があることを説明することを目的としており、特に、識別された、または識別可能な自然人に関する個人情報の収集や識別手段が公共の安全を維持するために必要なものであるか、もしくは個人から同意を得ているものでなければならず、そうでない限り、『中華人民共和国個人情報保護法』の関連規定に違反するとしています。

「自動運転車の緊急時意思決定モデルの構築方法」という例が追加されました。この例は、人工知能等の技術の実施が倫理道德概念に反する場合には、専利法第五条第一款に規定される社会公德に反する発明創造に属し、専利権を付与できないことを説明することを目的としています。

3. 典型的な事例に基づき進歩性審査の基準を明確化

「廃鋼鉄の等級分類用ニューラルネットワークモデルを構築する方法」という例が追加されました。本例では、解決案が解決しようとする技術的問題と採用した手段が、引用文献1が解決しようとする技術的問題および手段といずれも異なります。この例では、廃鋼鉄の形状や厚さを識別するために、色・エッジ・テクスチャなどの特徴を抽出する必要があり、これらの抽出と訓練の特徴が異なるため、畳み込み層やプーリング層のチャンネル数や階層設定にも相応する調整・改良が加えられています。これらのアルゴリズムの特徴と技術的特徴は機能的に相互にサポートされ、相互作用関係にあるため、当該アルゴリズム的特徴が技術案に与えている貢献を考慮する必要があります。

「船舶の数を識別する方法」という例が追加されました。本例では、通常のディープラーニング方式を用いてモデルを訓練して、船舶の数を識別するという解決案が取られていますが、請求項には識別対象が異なることに起因する、ディープラーニングやモデル訓練過程における訓練方法やモデル階層の変更が示されていません。引用文献1で開示されている果実の数を識別する方法と比較すると、画像上の船舶データにラベルを付けることは、画像上の果実データにラベルを付けて訓練用のデータセットを得て、模型訓練を行うことに対して、技術的な困難を克服する必要がなく、その技術案に進歩性を備えさせることはできません。

4. 明細書の十分な開示に関する記載要件と例の追加

(1) 十分な開示に関する記載要件の追加

人工知能のアルゴリズムやモデルには「ブラックボックス」問題があることから、明細書には十分な情報を開示し、発明内容が十分に開示されることを保証する必要があります。今回の改訂では、人工知能関連の専利出願における代表的な2つのケースを対象に、第6.3.1節において明細書の具体的な記載要件をさらに明確化し、出願の質の向上を図っています。

(2) 十分な開示における要件を満たしているか否かの審査例の追加

新たに第6.3.3節を設け、当該節に2つの審査例を追加しました。

例「人の顔の特徴を生成する方法」では、「人の顔画像の生成結果の精度を向上させる」という技術的問題を解決するために、第一畳み込みニューラルネットワーク内に顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを配置しています。ただし、明細書にはこの空間変換ネットワークが畳み込みニューラルネットワークのどの位置にあるのかが具体的に記載されていません。本例において、当業者は、空間変換ネットワークは独立してモデルの任意の位置に挿入可能であり、画像の特徴領域の識別能力に影響を与えることなく、上記の技術的問題を解決できることを知っているため、特許出願で保護を求める解決案は明細書で十分に開示されています。

例「生体情報に基づいてがんを予測する方法」は、悪性腫瘍の予測精度を高める技術的問題を解決するため、訓練した悪性腫瘍スクリーニング強化モデルを用いて、血算、生化学的検出指標および人の顔画像の特徴を共にスクリーニングモデルの入力データとすることで、悪性腫瘍罹患の予測値を得ることを期待しています。しかしながら、明細書には具体的にどの指標が腫瘍と関連しているかについての記載がなく、当業者も、どの指標が悪性腫瘍の判断に使用できるかを特定できません。人の顔の特徴と悪性腫瘍の罹患との間に関連があるか否かも定かではありません。したがって、特許出願で保護を求める技術案は、上記技術的問題を解決できず、明細書は十分に開示されていません。

(五) 第二部分第九章第7節ビットストリームを含む特許出願に関する審査規定について

ストリーミング産業の急速な発展に対応し、ストリーミング関連技術や応用シーンの進化に対応するため、また、革新主体から提起された、ストリーミング産業チェーンにおける「生成・記憶・転送」などの段階での専利保護強化の要望に応えるべく、さらに国際的な高基準特許審査と保護規則に対応するため、第二部分第九章に新たに第7節「ビットストリームを含む特許出願に関する審査規定」が追加されました。主な内容は以下の通りです。

1. ビットストリームを含む特許出願の保護対象の審査

(1) ビットストリームを含む特許出願で特許権付与できない場合の明確化

第7.1.1節では、請求項の主題が単純なビットストリームのみに関連している場合、特許保護の対象になりません。一つの請求項において、その主題名を除いて、それを限定するすべての内容が単純なビットストリームのみに関連している場合、特許保護の対象にな

りません。

(2) ビットストリームを含む特許出願で特許権付与可能な場合の明確化

第7. 1. 2節では、デジタルビデオのエンコード／デコード技術分野において、ビットストリームを生成する特定のビデオのエンコード／デコード方法が専利法上の技術案である場合、当該特定のビデオのエンコード／デコード方法によって限定される、当該ビットストリームを記憶または転送する方法、及び当該ビットストリームを記憶するコンピュータ可読記憶媒体は特許保護の対象であることを規定としています。

2. ビットストリームを含む特許出願における明細書の記載要件の明確化

第7. 2節では、明細書には、ビットストリームを生成する特定のビデオのエンコード／デコード方法が十分に開示されていなければならないことが明確化されています。ビットストリームを記憶または転送する方法、およびビットストリームを記憶するコンピュータ可読記憶媒体に関する保護テーマの場合、明細書において、請求項をサポートするために相応する説明をしなければなりません。

3. ビットストリームを含む特許出願における請求の範囲の記載要件の明確化

第7. 3節では、特定のビデオのエンコード／デコード方法によって生成されたビットストリームを含む特許出願は、方法、装置、およびコンピュータ可読記憶媒体の請求項として記載することができることを明確にしています。出願人は特許出願の請求の範囲において、通常は、ビットストリームを生成する特定のビデオのエンコード／デコード方法の請求項に基づいて、その方法請求項を引用するか、またはその方法すべての特徴を含む方式によって、対応する記憶方法、転送方法、および／またはコンピュータ可読記憶媒体の請求項を作成する必要があることを明確化しています。また、その具体的な記載例も揭示されています。

なお、従来の通信業界の産業チェーンが集中しているのとは異なり、ストリーミング産業は産業チェーンが分散しており、生成・記憶・転送などの複数の段階と事業者が関与しています。したがって、本節の内容は、ストリーミング産業の複数の段階に関わる技術テーマの保護について、ストリーミング産業の新たな状況と変化に対応し、権利者に対して、当該産業のある一段階において権利を主張する選択肢を提供するものであり、権利者・実施者・一般公衆の利益のバランスを図り、産業の持続可能な発展を確保することを目的としています。決して、権利者が産業の複数の段階において権利を主張し、その技術的貢献と釣り合わないライセンス収益を得ることを容認するものではありません。

(六) 第二部分第十章第9節 「植物品種の保護対象に関する内容」

現行の『指南』第二部分第一章第4. 4節における「植物」の定義を、第二部分第十章第9節「バイオテクノロジー分野における特許出願の審査」に追加し、当該節において言及されている「生物材料」に含まれる「植物」を説明するために用いています。

今回の『指南』の改訂では、植物品種の範疇を明確化することを基礎として、第二部分第十章第9. 1. 2. 3節「動物および植物の個体およびその構成部分」において以下の変更が行われました。まず、植物が科学上の発見に該当するか否かの判断原則を新たに追加しま

した。次に、個別の植物体およびその繁殖材料が植物品種に該当するという従来の記載を削除し、さらに植物品種の特異性、一致性、安定性に関する判断原則を追加しました。この内容は、『中華人民共和国植物新品种保护条例』の関連規定にも符合する内容となっています。最後に、「人工的に選別育成または発見された野生植物を改良して得られた植物およびその繁殖材料」が、特異性、一致性、安定性を備えていない場合、専利法上の「植物品種」には該当しないことを明確にし、革新的成果を示す育種中間材料については専利保護対象とすることを強調しています。

適応的な調整として、第二部第十章第9. 1. 2. 4節「遺伝子組換え動物および植物」における「遺伝子組換え植物が植物品種に該当する」という記載について、遺伝子組換え植物が植物品種の範疇に属する場合、それ自体は専利保護の対象とならないことを明確にしました。

四、中国移行段階の国際出願の審査部分（第三部分第一章、第五部分第二章）

（一）第三部分第一章第5. 2. 3. 2節 「優先権を享有する証明の提出」

現行の『指南』における、「証明書類は譲渡人の署名または押印が必要」という規定は譲渡人が先の出願に係るすべての出願人であるか否かについて、出願人の間で解釈が分かれる可能性があります。この点を明確にするために、本節における「譲渡人」を「先の出願に係るすべての出願人」に修正し、『指南』第一部分第一章第6. 2. 2. 4節および第三部分第一章第5. 2. 6節の表現と一致させました。

（二）第三部分第一章第7. 3節「その他の特殊費用」、第五部分第二章第1節「費用の納付期限」

配列表に関する出願追加費用の算出規則をさらに明確にするため、以下の修正を行いました。まず、第五部分第二章第1節において、「所定の形式に従い、コンピュータ可読形式で提出された配列表については、ページ数を計算しない」と規定しました。次に、第三部分第一章第7. 3節に記載されていた「400ページを超える配列表に関する費用の算出規定」を削除しました。なお、紙で提出された通常の出願については、引き続き紙媒体の配列表のページ数に基づいて出願追加費用を算出します。

五、拒絶査定不服審判および無効審判請求に関する審査部分（第四部分第一章および第三章）

（一）第四部分第一章第6. 2節 「審査決定の構成」

今回の改訂では、審査決定の構成に関する内容について見直しを行いました。まず、全体的な方針として、本節に列挙されている項目は審査決定の通常の内容であり、「固定された構成内容」ではなく、事件の状況に応じて簡略化または省略できることを明確にしました。具体的な内容として、拒絶査定に対する取消決定に対してのみ理由を簡略化または省略できるとした規定を削除し、全体方針と整合性を取るようにしました。これらの調整によ

り、決定内容の規範性を確保しつつ、実質的な争点の解決をより重点的に体现し、審査の質と効率を向上することが可能となります。

(二) 第四部分第三章第3. 2節 「無効審判請求人の資格」

「真意の表示」は法律行為を構成する基本要素であり、法律行為が有効である基礎条件です。しかしながら、実務上では他人の名義を無断で用いて無効審判請求を行う事例が発生しています。このようなケースでは、無効審判請求は請求人の真意に基づくものではなく、虚偽の審判請求書や委任状などの関連書類が伴って提出されることがあります。こうした行為は誠実信用の原則に違反し、専利無効審判制度の公信力および市場競争秩序を損なうものです。

このような行為を規制するため、無効審判請求人の資格に関する審査の項目に新たな一つの状況を追加し、無効審判請求が請求人の真意によるものでない場合には受理しないことを明確にし、かつ、受理しない場合を先の原則にしてその後具体的な内容という順序により、(2) 項に配置しました。

(三) 第四部分第三章第3. 3節 「無効審判請求の範囲および理由と証拠について」

本節第(3) 項では、無効審判手続における「一事不再理（同一事由の再審理禁止）」の原則を規定しています。ここでいう「同一の理由と証拠」とは、理論および実務の両面において一般的に、「理由および証拠が同一である、あるいは実質的に同一である」ことを意味すると理解されます。例えば、無効審判請求において理由や証拠を形式上一部変更・調整しただけであって、法的・事実に実質同一であると認められる場合には、依然として「一事不再理」の原則の適用対象となります。今回の『指南』の改訂では、この点を明確にすることで、請求人が正当かつ合理的に無効審判請求を行う権利を保障しつつ、専利権者が不必要な訴訟対応にさらされることを防止することを目的としています。

(四) 第四部分第三章第4. 6節 「4. 6. 4 補正文書の提出」の追加

今回の改訂では、新たに「補正文書の提出」という節を追加し、無効審判において提出された請求の範囲の補正文書の形式的要求や関連手続規則を明確にしました。これにより、専利権者が補正文書の形式上または手続上の問題によって、権利を損なうことを回避することが期待されます。

補正文書の提出形式については、第二部分第八章第5. 2. 4. 1 節における実体審査手続における「差替えページの提出」に関する規定を参照し、無効審判手続においても、専利権者は「全文の差替えページおよび補正対照表」を提出する方式を採用することを明確にし、請求項の補正方法および内容を明確に説明しています。

また、同一の無効審判請求に係る審理手続において、専利権者が提出した複数の補正文書がいずれも第4. 6. 3 節の規定に符合している場合、今回の『指南』の改訂において、最後に提出された補正文書を審査対象とし、その他の補正文書は放棄されたものと見なすことが明確にされました。この改訂は、双方の当事者が審査文書の確定に関して、明確かつ一致した見通しを持てるようにすることを目的としています。

六、専利出願および手続に関する部分（第五部分第二章、第七章～第九章）

（一）第五部分第二章第4.2.1節 「返金に関する原則」

返金の正確性および迅速性を確保し、当事者の利益を保護するため、専利局は、当事者が返金申請書に記載した最新の情報（銀行口座または住所）に基づいて返金処理を行うため、第五部分第二章第4.2.1.2節「専利局が自主的に返金する場合」全体を第4.2.1.1節「当事者が返金を請求できる場合」に調整しました。

（二）第五部分第七章第8節 「審査の順序」

1. 一般原則

今回の改訂では、第8.1節「一般原則」に「出願人の申請に基づき、専利出願の優先審査、迅速審査または遅延審査を含む、必要に応じた審査を実施することができる。」という内容を追加し、審査速度を柔軟に調整できる「多軌道（マルチトラック）型」審査モデルを利用して、産業界および出願人の実際のニーズに対応する柔軟な審査制度の理念を体现しました。

2. 迅速審査

国家級知識産権保護センターおよび迅速権利行使保護センターは、迅速審査の運用において重要な役割を果たしています。今回の改訂では、第8.3節「迅速審査」に関する内容が新設され、これらの機関による予備審査に合格した専利出願の迅速審査の手続および条件が明確化されました。

（三）第五部分第八章第1.3.2.6節 「専利権期間補償における専利公報の内容」

第五部分第八章第1.3.2.6節「専利権期間補償」における、「専利権期間満了日」を、「専利権期間満了終了日」に修正しました。

（四）第五部分第八章第1.3.2.7節 「専利実施許諾契約登録の発効、変更および取消」

第五部分第八章第1.3.2.7節「専利実施許諾契約登録の発効、変更および取消」における、「譲渡人」を「許諾者」、「譲受人」を「被許諾者」に修正し、固有名詞の表現が関連法律および規範的文書と一致するようにしました。

（五）第五部分第九章第1.2.1節 「専利証書の構成」

第五部分第九章第1.2.1節「専利証書の構成」において、国際出願または分割出願に関する「専利証書に記載される専利出願日時の発明者または設計者の氏名、出願人の氏名または名称」についての説明が追加されました。

（六）第五部分第九章第2.2.1節 「専利権期間補償に関する内容」

拒絶査定不服審判過程において、専利出願書類は補正されていないものの、不服審判請求人が述べた新たな理由または提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定が取り消された場合、専利法実施細則第七十八条第三款第（三）項に規定された合理的な遅延に属することを明確にしました。ここで、新たな理由または新たな証拠とは、これらの理由または証拠を出願人

が実体審査過程で提供しておらず、つまり、これらの理由は拒絶査定が下されるまで主張されておらず、これらの証拠は拒絶査定が下されるまで提出されていないことを意味します。拒絶査定不服審判請求人が拒絶査定不服審判の段階で述べた新たな理由または提出した新たな証拠に基づいて、拒絶査定に対する取消決定がなされます。ただし、拒絶査定不服審判請求人が拒絶査定不服審判の段階で審査が法的手続きに違反していることを主張して、拒絶査定の取消を要求しており、かつ合議体も法的手続きに違反していることのみに基づいて、拒絶査定を取消する場合、新たな理由の範囲には含まれません。